

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第35号

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発校条例施行規則（昭和44年岩手県規則第71号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～6 [略]</p> <p>(<u>入校料</u>の免除の対象者等)</p> <p>7 条例附則第4項の規定により入校料の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかの被害を受けた者とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>8 <u>入校料</u>の免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、別に定める様式による入校料免除申請書に前項各号のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他校長等が必要と認める書類を添えて、<u>入学許可の日から起算して15日以内に校長等に提出しなければならない。</u></p> <p>9 校長等は、前項の<u>入校料免除申請書</u>を受理したときは、その内容を審査し、<u>入校料</u>を免除することを適当と認めるときは免除の決定をし、別に定める様式による入校料免除決定通知書により、<u>入校料</u>を免除することを不適当と認めるときは免除不承認の決定をし、別に定める様式による入校料免除不承認通知書により申請者に通知するものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～6 [略]</p> <p>(<u>入校検定料等</u>の免除の対象者等)</p> <p>7 条例附則第4項の規定により<u>入校検定料、入校料又は寄宿舎料</u>（以下「<u>入校検定料等</u>」という。）の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかの被害を受けた者とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>8 <u>入校検定料等</u>の免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、別に定める様式による<u>入校検定料免除申請書、入校料免除申請書又は寄宿舎料免除申請書</u>（以下「<u>申請書</u>」という。）に前項各号のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他校長等が必要と認める書類を添えて、<u>次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、当該各号に定める期限までに校長等に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>入校検定料免除申請書</u> <u>入校願書の提出期限</u></p> <p>(2) <u>入校料免除申請書</u> <u>入学許可の日から起算して15日以内</u></p> <p>(3) <u>寄宿舎料免除申請書</u> <u>校長が別に定める期限</u></p> <p>9 校長等は、前項の<u>申請書</u>を受理したときは、その内容を審査し、<u>入校検定料等</u>を免除することを適当と認めるときは免除の決定をし、別に定める様式による<u>入校検定料免除決定通知書、入校料免除決定通知書又は寄宿舎料免除決定通知書</u>により、<u>入校検定料等</u>を免除することを不適当と認めるときは免除不承認の決定をし、別に定める様式による<u>入校検定料免除不承認通知書、入校料免除不承認通知書又は寄宿舎料免除不承認通知書</u>により申請者に通知するものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。